

一般社団法人 日本臨床救急医学会

各種委員会活動に関する内規

- 1 会議は web を活用した TV 会議を原則とする。なお、委員集合による会を 1 年度に 1 回を目安として開催することができる。ただし、委員長および担当理事が必要と判断した場合はこの限りではない。
- 2 委員の定数は 10 名までとし、学会員から選出する。ただし、理事会の承認があれば若干名を増員することができる。また、非会員はオブザーバーとして参加することが出来る。
- 3 委員の任期は、委員長任期と同様、3 期 6 年を限度とする。編集委員会・救急認定薬剤師認定委員会に限っては、委員長・委員の任期を 5 期・10 年を限度とする。
- 4 委員長は担当理事と協議し、毎年度ごとに各委員のアクティビティを判断し、委員の任期に関わらず委員を入れ替えることができる。
- 5 委員長は担当理事と協議し、委員会活動の継続性を考慮しつつ、定期的に委員の半数を入れ替えるよう配慮する。
- 6 編集委員会に限っては、委員数が規定を超えても構わない。

以上

(平成 23 年 7 月 28 日付理事会決定)

(平成 27 年 1 月 23 日理事会改正)

(平成 29 年 8 月 28 日理事会改正)

(令和元年 8 月 23 日理事会改正)